

滋賀県下水道審議会 第11回経営部会 議事録（概要版）

1 日時：令和6年（2024年）12月25日（水） 14：30～15：30

2 場所：滋賀県庁本館4階 4－A会議室

3 出席委員等：（五十音順、敬称略）

木下康代委員、只友景士委員、西村文武委員（部会長）、松若恵理子委員

【全5委員、出席4委員】

（事務局：技監（下水道担当）、下水道課長、参事、下水道課関係職員）

4 開会あいさつ

5 議事内容

（1）琵琶湖流域下水道事業の地方公営企業法適用について

・事務局より説明資料に基づいて説明。

・現状の体制である①一部適用の評価において「△」のところについては、②単独型全部適用や③企業庁統合型全部適用ほどではなくとも、制度や運用の工夫をしっかりとやれば限りなく「○」に近づけることができる、ということで正しいか。〈委員〉→正しい。組織体制をどうするかにこだわらずに、見直せるところは見直していきたいと考えている。〈事務局〉

・答申案の「具体的に3つの組織体制について比較検討を行った」の記載は、誤解がないように「現在の体制も含む3つの組織体制について比較検討を行った」とした方がよい。〈委員〉

→意見のとおり修正する。〈事務局〉

・答申案の「いずれの組織体制においても現在のあり方を見直すほどの大きなメリットやデメリットが見いだせず」の記載は、現在のあり方を見直すほどの大きなメリッ

トが見いだせなかったことと、現状の体制についても見直しが急務となるような大きなデメリットはなかったことに分けて記載した方がよい。〈委員〉

→意見のとおり修正する。〈事務局〉

・答申案の「効率的な事業実施」や「効果的かつ効率的な事業運営」の記載に、これまでの議論や資料で挙げている持続可能性についても追加した方がよい。〈委員〉

→意見のとおり修正する。〈事務局〉

・答申案の２段落目で、国の政策や社会情勢を鑑みて改善するとしているが、地方自治であることから、琵琶湖を含む県土一体の流域環境に対して県の責任で取り組むことを記載した方がよい。〈委員〉

→意見のとおり修正する。〈事務局〉

・答申案の「下水道が抱える人口減少、災害対応等の課題に対処できるよう改善」の記載は、「下水道事業が抱える」とした方がよい。〈委員〉

・人口減少に加えて、大規模な施設の更新時期を迎えることも課題として記載した方がよい。〈委員〉

→意見のとおり修正する。〈事務局〉

・答申案では、「国の水道整備・管理行政の国土交通省への移管」とあって、参考資料の市町からの意見では、「水道事業が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管」とあるのは何が違うのか。〈委員〉

→水道整備・管理行政は国土交通省に移管されたが、その他の基準の部分は環境省に移管された。〈事務局〉

・基準の部分が環境省へ移管されたことの趣旨を反映すべきかと思う。下水道事業は県の環境部局にあることで、環境行政や環境基準に取り組めることから①一部適用の方を「○」と評価している。このことを答申案に表現できないかと考えているが、喫緊の課題ではないかもしれない。〈委員〉

→現状の体制である①一部適用で既に「○」であることから、今回の答申案への反映は難しいが、現状の体制のベースとなっている考え方であり、ご意見についてしっかりと受け止めさせていただく。〈事務局〉

・諮問に「経営の透明化によりガバナンスを向上させ住民生活に不可欠な下水道事業を安定的に実施していく」とあるが、この趣旨を答申案に追加するか。〈委員〉

・諮問に対しての回答として答申を出すべきだとは思いますが、審議資料に記載がない文言を答申に入れることはできないと思う。〈委員〉

→経営の透明化は、現状の一部適用で既に行っているという諮問の記載となっており、審議資料にも記載がないことから追加しないこととしたい。〈事務局〉

・細かな内容は事務局で確認のうえ、部会長に一任いただく。修正したものを経営部会の答申案として下水道審議会に諮ることとなる。〈委員〉

6. 閉会あいさつ